**公益財団法人佐賀県スポーツ協会**

**佐賀県総合型地域スポーツクラブ公認規程**

第１条（総則）

　本規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会佐賀県総合型地域スポーツクラブ

　協議会基本規程第６条に基づき、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本

会」という。）が実施する公認に関することについて定める。

第２条（目的）

　　　この規程は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）を認定し、その取組を支援することで育成を図るとともに、佐賀県総合型クラブ協議会への登録を促進し、公共性の高く持続可能な「社会の仕組み」として地域社会への定着を促すことを目的とする。

　第３条（公認の要件）

　　総合型クラブとして公認する要件は、次の要件をすべて満たすものである。

（１）理念に基づき、規約を作成している。

（２）地域住民が運営に携わっている。

（３）クラブを運営するための組織を作っている。

　　　①運営委員会等を設置している。

　　　②事務局を設置している。

　　　③クラブマネジャーを位置づけている。

 　　　　①～③のうち、２つ以上を満たすこと。

（４）多種目・多世代で活動している。もしくは、それを目指している。

　　　①多種目・多世代型で活動している。

　　　②多種目・一世代で活動している。将来、多種目・多世代型で活動する。

　　　③一種目・多世代型で活動している。将来、多種目・多世代で活動する。

　　　　①～③のうち、いずれかを満たすこと。

（５）指導者を配置している。

　　　①全種目に有資格の指導者がいる。

　　　②全種目に指導者がいる。もしくは、指導的立場の人がいる。

　　　③数種目（１種目を含む）に指導者がいる。もしくは、指導的立場の人がいる。

　　　　①～③のうち、いずれかを満たすこと。

（６）定期的に活動できる場所を確保している。

　（７）会員から会費（保険料・事業参加料等を含む）を徴収し、総会等で会員にその収支を報告している。

（８）会員の募集を、随時行っている。

　（９）安全管理体制を整備している。

　　　　①緊急連絡体制を整備している。

　第４条（公認申請）

　　　前条に定める要件を具備した総合型クラブが公認を申請する場合には、佐賀県

　　総合型地域スポーツクラブ公認申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、

本会会長に提出しなければならない。

　〔様式第１号〕

　　　①基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

　　　②規約・会則・定款等

　　　　※前回提出以降、変更がある場合のみ

　　　③役員名簿

　　　　※前回提出以降、変更がある場合のみ

　　　④総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

　　　⑤総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

　　　　※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要

⑥総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

　　　⑦上記④及び⑤を議決した際の議事録

　　　　※申請年度に創設した総合型クラブは⑤を議決した際の議事録は提出不要

　　　⑧スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し

⑨前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める書類

　第５条（公認）

　　　会長は、前条の規定により公認の申請があったときには、書類の審査を行い、公認の可否について決定するものとする。

　２　会長は、第１項の規定により公認の可否を決定した場合にはその決定の内容を、佐賀県総合型地域スポーツクラブ公認通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

　第６条（有効期限）

　　　公認の有効期限は、当該年度の１１月１日から１年間とする。

　第７条（公認更新審査）

　　　公認は、年度ごとにこれを更新する。

　２　更新を希望する総合型クラブは、佐賀県総合型地域スポーツクラブ公認更新申

請書（様式第３号）に第４条に定める書類を添えて、本会会長に提出しなければな

らない。

　第８条（権利）

　　　公認クラブは、次の権利を有する。

　（１）佐賀県総合型地域スポーツクラブ協議会（以下「県協議会」という。）の準登録クラブとする。なお、議決権は有しないこととする。

　（２）県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。

　第９条（遵守事項）

　　　公認クラブは適正な組織運営等を行うため、次の事項を遵守しなければならない。

　（１）意思決定機関の議決により整備された、規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）に基づいて運営すること。

　（２）事業計画・予算、事業報告・決算を意思決定機関で議決すること。

　（３）公認審査手続きにおいて、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。

　（４）関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規程等を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。

　（５）暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。

　（６）スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。

　（７）役員等の関係者に本会倫理規程第３条及び第４条に定める事項を遵守させること。

　（８）具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、諸規定及び体制等を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。

　第１０条（処分）

　　　本会は、認定クラブが、第９条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行

為」という。）の疑いがあるときは、本会が定める倫理規程に基づき対応を行うものとする。

　２　前項の対応を行った結果、当該クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必

要があると判断された場合は、別に定める処分基準に基づき当該認定クラブを処分

するものとする。

　第１１条（個人情報の扱い）

　　　本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱については、本会の個人情報保

　　護方針を適用することとする。

　第１２条（改定）

　　　本規程は、本会生涯スポーツ委員会の議決により変更することができる。

　附則１　本規程は、令和４年４月１日から施行する。